

令和4年

東京二十三区清掃一部事務組合議会

予算特別委員会記録

令和4年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和４年東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会記録 目 次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席理事者	1
出席議会事務局職員	2
傍聴人	2
議題	2
開会	3
議題１ 正副委員長の互選について	3
議題２ 議案第２号 令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	3
議案第３号 令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	3
内容説明（中尾正巳総務部長）	4
質疑（榎本雄一委員）	5
答弁（初瀬 司財政課長）	6
質疑（榎本雄一委員）	7
答弁（初瀬 司財政課長）	8
質疑（榎本雄一委員）	8
答弁（山崎孝明管理者）	8
質疑（おのせ康裕委員）	9
答弁（杉原幸次施設課長）	10
答弁（森田昌志企画室長）	11
質疑（おのせ康裕委員）	11
答弁（森田昌志企画室長）	12
答弁（杉原幸次施設課長）	12
答弁（初瀬 司財政課長）	13
採決	13
閉会	13
資 料	15

令和4年

東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会記録

1 期 日 令和4年2月28日(月)

2 場 所 東京区政会館 201・202・203会議室

3 出席議員(16名)

1 番	千代田区	桜井 ただし
3 番	港区	清原 和幸
5 番	文京区	田中としかね
6 番	台東区	水島 道徳
8 番	荒川区	菅谷 元昭
9 番	品川区	本多 健信
10 番	目黒区	おのせ 康裕
11 番	大田区	鈴木 隆之
12 番	世田谷区	下山 芳男
13 番	渋谷区	斎藤 竜一
15 番	杉並区	大和田 伸
16 番	豊島区	磯 一昭
19 番	墨田区	木内 清
20 番	江東区	榎本 雄一
21 番	足立区	古性 重則
23 番	江戸川区	福本 光浩

4 欠席議員(7名)

2 番	中央区	木村 克一
4 番	新宿区	桑原ようへい
7 番	北区	名取ひであき
14 番	中野区	内川 和久
17 番	板橋区	坂本あずまお
18 番	練馬区	かしわざき強
22 番	葛飾区	峯岸 良至

5 出席説明員

管理者	山崎 孝明
副管理者	深井 祐子
副管理者	成澤 廣修
監査委員	本間 敏明
総務部長	中尾 正巳
総務部担当部長(総務課長事務取扱)	古舘 陽

清掃事業国際協力室長	小 林 孝
施設管理部長	小 林 幹 明
処理技術担当部長	塚 越 浩
建設部長	高 垣 克 好
計画推進担当部長	清 水 英 樹
職員課長	山 本 泰 弘
財政課長	初 瀬 司
契約管財課長	篠 碕 修
事業調整課長	鈴 木 和 歌
清掃事業国際協力課長	松 浦 千 代 子
管理課長	増 谷 尚 余
技術課長	南 洋 介
施設課長	杉 原 幸 次
計画推進課長	阿 閉 聡
建設課長	井 俣 弘 治

6 出席議会事務局職員

事務局長	志 賀 美 知 代
事務局次長	入 野 順 一
書記	佐 藤 雅 展
同	大 沼 光 輝

7 傍聴人 なし

8 議題

1 正副委員長の互選について

2 議案審査

(1) 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

(2) 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

3 その他

開 会（午後３時）

○志賀美知代事務局長 事務局から申し上げます。本日は委員の選任後初めての委員会ですので、委員会条例第６条第２項の規定に基づき、足立区の古性委員に正副委員長との互選までの職務をお願いいたします。

○古性重則臨時委員長 足立区の古性でございます。正副委員長の互選まで職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会前に傍聴の許可についてお諮りいたします。傍聴人から当委員会の傍聴の申し出があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古性重則臨時委員長 御異議なしと認め、傍聴の申し出があった場合は、傍聴を許可することといたします。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日の議題はお手元の配付のとおりでございます。

本日は１６名の出席となっております。

これより議事に入ります。

１、正副委員長の互選についてを議題といたします。

正副委員長の互選は指名推選の方法によって行い、指名は私から行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古性重則臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、正副委員長の互選は指名推選の方法により行い、指名は私が行うことに決定をいたしました。

委員長には水島道徳委員を、副委員長には桜井ただし委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古性重則臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長には水島道徳委員、副委員長には桜井ただし委員がそれぞれ選出されました。

それでは、水島委員長に座席の移動をお願いいたします。

○水島道徳委員長 委員長にご推挙いただきました水島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

２、議案審査を議題といたします。

（１）議案第２号、令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算、及び（２）議案第３号、令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金につ

いてを一括議題といたします。

審査の方法につきましては、一括して理事者から説明を受けた後、一括して質疑・意見を受けることといたします。

それでは、理事者の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第2号、第3号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第2号、令和4年度一般会計予算でございます。長引く新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、23区、当組合とも依然として厳しい財政状況が見込まれる中、安全で安定的な中間処理を持続可能なものとするため、直面する課題に真摯に向き合いながら最大限経費の抑制に努め、将来に向けての中長期的な視点を持った行政運営を行っていくことを基本的な考え方とし、編成をいたしました。

議案として送付をしました冊子の令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算の3ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を1,024億600万円と定めております。第2条で債務負担行為を、第3条で組合債について記載をしており、第4条で一時借入金の最高額を100億円と定めております。

第2条債務負担行為、第3条組合債の内容につきまして、説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。

左側6ページ、第2表債務負担行為では、清掃工場の建設事業など計15件の期間及び限度額を定めており、限度額の合計は660億6,258万9,000円です。右側の7ページ、第3表組合債では、目黒及び江戸川清掃工場建設事業、港及び千歳清掃工場延命化事業、並びに大田清掃工場第一工場再稼働事業に係る組合債の限度額等をそれぞれ定めており、合計で201億8,700万円。最終年度を迎えることにより支払い増に対応するため、対前年度58億4,700万円の増となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳入歳出予算の総括でございます。

まず左側、歳入の主なものについて御説明いたします。

第1款分担金及び負担金420億円、対前年度30億円の増となっております。財政計画2021の計画額に収めてございます。

第2款使用料及び手数料は130億2,274万7,000円、対前年度3,772万4,000円の減としております。これは、前年度に引き続きコロナ禍における持込ごみ量の減を見込んだことによるものでございます。

第3款国庫支出金は、工場建替、延命化、再稼働事業等に交付されるもので、85億8,949万3,000円、対前年度15億5,716万7,000円

の増となっており、大田清掃工場第一工場再稼働工事等の進捗に連動して増となっております。

第8款諸収入は103億2,103万円、対前年度18億5,724万7,000円の増で、エネルギー売り払い収入において売電単価の上昇等を見込んでおります。

第9款組合債は、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、右側13ページ、歳出の主なものについて御説明いたします。

第2款総務費は12億4,897万4,000円で、対前年度280万4,000円の減。内容は主に事務経費でございます。

第3款清掃費は、清掃工場等の管理運営や施設整備に要する経費で、861億6,448万7,000円、対前年度101億6,768万1,000円の増となっております。管理運営面では、埋立処分量削減に向けた焼却灰の資源化事業の継続、また、安全かつ計画的なごみ処理が行えるよう、焼却炉の定期点検補修工事や基幹設備の整備工事等を実施いたします。施設整備面では、清掃工場の建替、延命化、再稼働工事の継続実施、その他既設清掃工場の整備を計画的に進めてまいります。

第4款職員費は107億5,955万5,000円で、対前年度2,455万1,000円の減となっております。

第5款公債費は39億1,752万5,000円、対前年度1億6,066万2,000円の減となっております。これは、組合債の償還に係る経費でございます。

次に、議案第3号、令和4年度経費分担金についてでございますが、先ほど歳入の主なものとして御説明いたしました分担金及び負担金のとおり、420億円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○水島道徳委員長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑・意見に入りますが、委員の皆さまにお願いします。質疑がある場合はあらかじめ挙手をお願いいたします。また、発言に際しましては質問内容の掲載されている資料名及び掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には質疑を終わる旨の発言をお願いいたします。

次に、理事者の皆さまにお願いします。答弁の際には、職名を明確に述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

また、委員会の終了時間の目安は午後4時10分ごろですので、円滑な会議の運営にご協力をお願いいたします。

それでは、質疑・意見のある方は挙手をお願いいたします。

○榎本雄一委員 江東区の榎本です。それでは、令和4年度予算というよりも総括的な

りますが、今後の一組としてどう財政運営をしていくかという点を中心に質問させていただきます。

今の御説明、それから昨年来の御説明によりまして、今後一組の財政運営が非常に厳しいということは理解をしております。例えば歳入面で見ると、コロナ禍に伴う廃棄物処理手数料、これが量的に落ち込んでいるということ。それから、歳出については、やはり清掃工場の建て替えに伴うコストの上昇。人件費あるいは最近では資材価格が高騰しておりまして、今後も続く延命化工事あるいは建て替え工事に相当の費用がかかるということは認識をしております。一方で、組合債の残高、それから基金の減少ということも、平成12年の一組開設以来最大に厳しい状況だというふうに認識をしております。今日議案もありますけれども、分担金については歳入歳出総額の50%以内に抑えるということがありますので、これも今までは限度があったということだと思います。

そこで、一組として今後の財政運営、特に歳出のほとんどは、今も御説明がありましたけど、清掃工場の建て替えという施設整備にかかってきております。その中で、平成10年前後に建てた清掃工場がちょうど建て替えの時期を迎えております。その中で、少しでも建て替えの重複を避けるべく、延命化工事等々で切り抜けているというのが現状だと思うんですけども、今後の財政見込みについて、どう考えているのか、まずはお聞きしたいと思っております。

○初瀬 司財政課長 ご質問いただきました清掃一部事務組合の財政運営についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、ご質問にもありました組合債の残高が大きく伸びているという点、それと基金残高が心もとない状況になっているという点についてお話をさせていただきます。

ご質問にもありましたが、最近の建築資材の高騰などによりまして、清掃工場の建替、延命化などに係る経費は非常に高額となっております。この財源の一部とするために、組合債を発行して対応してまいりました。その結果、現在のような組合債残高ということになっているのでございますが、まず、組合債を活用していく目的の1点目といたしまして、組合債は現在の納税者の方と将来の納税者の方の税負担の公平化というものを図る目的がございまして、清掃一組では多額の経費がかかる清掃工場の建替工事等の経費に充てるために発行しているものでございます。

一方で、御指摘のとおり組合債残高は毎年大きく増えておりまして、今回当初予算を編成するに当たって苦慮してまいりました。理由といたしましては、組合債残高を増やさないように組合債の発行を抑制すると、その分の財源を特別区分担金から頂くような形になるということであるからでございます。

また、基金の残高に余裕がない中、組合債と分担金というのはこのような関

係でございますので、本日別に御審議いただく令和３年度の補正予算におきましては、組合債残高を減らす取り組みといたしまして、令和２年度の決算剰余金等を財源として、当初予算に計上していた組合債のうち２１億７，８００万円を減額補正と、組合債残高の増額を抑えるという取り組みを行いました。

今後も同様の取り組みを検討していくとともに、組合債の発行につきましては、引き続き清掃工場の建設経費等の縮減に取り組んでいくのは当然といたしまして、長期金利の動向や償還時の負担、年度末の残高、また分担金への影響などを踏まえて、総合的に考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。御指摘いただきました点を含め、中長期的な視点で安定的な財政運営を行っていくという観点からは、分担金の段階的な増額が不可欠であるというふうに考えているところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○榎本雄一委員 おっしゃることは、われわれ地方自治体２３区の財政運営もそうなんだけれども、よく分かるんです。しかし、この組合債残高と基金残高見てみるとその差が６００億円ぐらいあるわけですね。これ以上組合債というのは、私は発行できないと思います。一方で、清掃工場の建て替えあるいは延命化工事というのは、安定的な焼却ということを考えれば、もう変更できないと思っているんです。そうすると、どうしてもやはりつらいけれども、２３区の分担金に頼らざるを得ないと。

今、安定的な分担金のお願いするということだと思うんですけれども、この安定的な分担金のお願いも難しいと思うんです。苦しい年度は普通に考えれば分担金が増えて、建て替えが少ないとき、あるいは余裕があるときには分担金は少ないということになり、非常に不安定になるのをどういうふうに安定的に持っていくのか、その方法を教えていただきたい。ある程度数値目標を持っていないといけない。それには、例えば令和１６年ぐらいまでにこれぐらいの分担金が必要で、平均化すればこれぐらいの負担を２３区にお願いしたいというものを、早めに出してもらう必要があるというふうに思っております。それが１点です。

それから、清掃工場の建て替えについて、やらなければならないことなんだけれども、逆に歳入の面で考えると、やっぱり歳入のほうも限界がある。分担金と組合債もある程度の制限があるとすれば、私は一組として、例えば一組が持つてる土地の利用。ちょっと聞いた話なんですけれども、例えば葛飾区でリサイクルをするスペースがなくて、それを葛飾清掃工場の敷地内にそれを持ってきて、それで葛飾区のリサイクルに必要な施設をそこで稼働してもらおうというような話をちらっと聞いたんだけど。そういうものだって、例えば一組が自治

体に土地を貸して、それで賃借料を頂くとか、そういう工夫、今までにないようなそういう一組としての取り組みが私は必要なのではないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○初瀬 司財政課長 まず、今後の財政計画という点につきましては、施設整備計画に基づいた令和12年までの財政規模の見込みというものは、昨年2月にお示しをさせていただいてるところでございます。具体的にこの財源構成をどうするかという部分なんでございますけれども、コロナ禍の影響でありますとか、廃棄物処理手数料の改定問題、また、プラスチックの資源化に各区がいつからどのように対応していくかなど大きな影響を受ける部分でございますので、現時点では年度ごとの具体的な歳入見込みというのはなかなか出しづらいというような状況でございます。

ただ、そうも言っていない状況がございますので、向こう3年ではございますが財政計画を毎年策定し、お示しをさせていただきたい。今年度につきましてはもう少々お時間頂きまして来月、令和6年度までの財政計画というものをお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目、いろいろな形で歳の確保策というのは、当然、榎本議員の御指摘のとおり、一組も検討していくという必要があるという認識は十分持っております。

以上でございます。

○榎本雄一委員 ありがとうございます。間もなく令和6年までの財政計画をというお話でしたが、普通、自治体もそうだけでも、いわゆる長期計画というのを持って運営をしていくわけだけでも、私は、もう建て替えのスケジュールが既に示されているとすれば、歳出の粗々の数字っていうのはもう出てくると思うんです。そういう意味で、向こう10年か15年になるか知らないけれども、その財政計画をやはりきちっと立てて、各区の分担金についてもある程度のめどを立てる、これが必要だというふうに思いますので、ぜひそれは考えていただきたい。

以上で終わります。

○山崎孝明管理者 榎本議員のご指摘は誠にそのとおりでありまして、われわれもしっかりとやっていかなきゃいかんというふうに思っています。清掃一部事務組合という性格上、東京23区の廃棄物の処理をする業務でございます。そこで上がってくるのは、やはり分担金以外とすれば手数料は入るということでございます。こういう経済状況ですから、なかなか廃棄物処理手数料の値上げというのはできないでブレーキがかかってしまいました。来年度に見直しをすることになりますけれども、今そこに向けていろいろ議論をしているところですが、ブレーキがかかっていることによって歳入が非常に苦しいことは、現実としてあ

ります。

私も昨年一組の幹部職員を呼んで、それぞれの清掃工場で何らかの収入の方法を考えるべきだと。他に事業を展開できることはないのかと。特にゼロカーボンということになってくると、プラスチック等の廃棄物の処理についても各区が苦勞しているわけですが、そういった面で一緒に力を合わせるなり、清掃一組が新たな事業として何か展開できないのかと。そういうことをやって歳入を確保するべきだということで勉強会を開催するようにしまして、若手で勉強をスタートさせているところでございます。

しかしながら、すぐに歳入に跳ね返ってくるような事業ができるかという、そう簡単にはいくことではない。それから、定款を変えなければいけないとか、いろんな手続きがあるんですけども、要はそうした新しいアイデアなり考え方を持ち込まないと、このままではやってけなくなるぞということを、職員に強くハッパを掛けているところでございます。そうした御指摘は重々われわれも厳しく対応していかなくやいかんというふうに思っていますので、各区の議長さん方におかれましても、何か役立つことがあれば申し付けていただくなり、一緒にいい方法を考えていただければというふうに思っているところでございます。また、長期計画もしっかり考えながらこれから運営していきたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○おのせ康裕委員 それでは、順番に質問いたします。

ページで言いますと60ページです。予算書60ページ。施設整備費になります。今私たちいつも会議の中でこの工場の更新また新設について協議をさせていただいていますが、今日も工事請負契約の中で随意契約の理由というところが出ていました。随意契約、私たちもいろんな契約をする中で随意契約の必要性というものは理解する部分もあります。今日出たのは施工の一体的な性能を確保するためにはプラント全体に精通していることが大事だと。それと、もう一つは産業の財産権やノウハウが持っているから、業者の整備工事はその同じ業者にやらせる。それともう一点は、制限された期間の中で確実に施工していかなくやいけない。この3つが随意契約の理由ですよってということを言われています。

私が前に議長をやった時から以降、このプラント設計の会社も日本には何個かしかないわけですが、その中でもやっぱり淘汰がありまして、合併だとかいろいろなことがありまして、またまた選択肢が少なくなる。逆に言うと、世界的なプラントのところを見れば他にもっといろんな業者さんがあるわけですので。そういった中で今後、財政も厳しくなっていく中、工場の補修の際に随意契約がほとんどですけども、費用や期間をこの都合に合わせたり、業者さんに合わせていくということとか、あとは、業者の言いなりの数字になるよ

うなことがあってはならないと思っています。特にこれから企業が厳しい時代になってくるわけですから、こういった効率性とか優位性の高い対応をするためには、一組はどのような工夫を考えているのか、対策についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、管理者からもお話がありましたが、23区の各自治体で今ゼロカーボンシティの表明宣言が複数行われているわけでございまして、そういった中でこの一組はやっぱり廃棄物に対して、東京の廃棄物に責任を持つてる団体ですから、このことに関してしっかり取り組んでいかなければなりません。今お話がありました建て替えですとか更新の際にも、その施設から今熱を売ることはできますが、カーボンリサイクルに関してはやれてますけども、自分たちの工場その他施設に対してこういった施設をしっかりとゼロエミッションに向けて、ゼロカーボンの表明までいきませんが、そういった形で運営していかなければならないと思っています。

今、DXが23区でも叫ばれていますが、その先の考え方として今度GX、このグリーントランスフォーメーションって考え方が出てくるわけです。DXと同じように今度は、GXは最新技術を駆使して、CO₂をはじめとする温室効果ガスを排出させない再生可能なエネルギーのグリーンエネルギーに転換すること、地球環境及び社会経済の行動を変革させることがグリーンにも求められている。やっぱり一組はこのゼロエミッションもちろんなんですが、カーボンニュートラルはもちろんなんですが、GXに対してもやはり日本の、東京の環境について一番先頭を走っていかなくちゃいけない。そして私たち23区の自治体がみんなでこの資源に関して、また廃棄物に関して、この団体にお任せをしているという点では先頭を切っていかなければなりませんから、今後の計画等についてこの視点をどのように生かしていくのかお尋ねをしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○杉原幸次施設課長 工事等の契約業者の言いなりにならない工夫がないのか、そういったご質問、1点目で頂きました。それにつきまして私のほうから3点話をさせていただきます。

まず1点目は随意契約の範囲についてなんですけども、清掃工場の中核であるプラント設備については主に随意契約という形を取っておりますが、空調等の建築設備ですとか建物の工事につきましては競争入札としています。また、毎年随意契約の在り方検討会というものを内部で組織しまして、随意契約の範囲を見直すなどの工夫に取り組んでいるところでございます。

2点目につきましては、積算基準についてです。工事の金額を算定するに当たりまして、清掃一組では積算基準を持っております。これは随意契約であっても入札であっても同じ基準を使用して金額を算定しております。そのため、

業者の言いなりにはなっていないと考えております。

3点目は人材育成についてです。清掃一組には内部で組織しています訓練センターがございます。この訓練センターを活用し職員の知識ですとか技術力の向上、こういったことに取り組むことで業者の言いなりにはならない、自らの技術力、知識を上げていくという取り組みの工夫をしてるところでございます。今後もさまざまな工夫に取り組むことによりまして、効率的な事業執行を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○森田昌志企画室長 それでは、私からゼロカーボンについて一組の取り組みについて回答をさせていただきます。カーボンオフ、2050年のカーボンニュートラルに向けまして、一組として取り組み状況でございますけれども、先ほど管理者のご発言の中にございましたけれども、清掃工場のCO₂対策であったり、プラ対策、このテーマとしまして庁内の勉強会、プロジェクトチームを立ち上げまして活動を進めております。当組合の工場から排出されるCO₂でございますが、大部分は23区のごみに由来するものでございますので、23区との連携は不可欠でございます。今後はこの庁内のプロジェクトチームで検討を進めてまいりたいと考えております。

このプロジェクトチームで一つテーマとしましてごみの焼却により発生するCO₂の回収技術であったり、回収したCO₂の貯蔵や活用方法について調査研究を進めております。こちらまだまだ未成熟の分野でございます。一組としましてこういったテーマにつきましてどのようなことができるか、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○おのせ康裕委員 ありがとうございます。随意契約に関してですけども、さっきちょっとお話の中に特許の部分がありました。新しい工場を作るときに特許、その機械に対してなのかプラントに関してなのか分かりませんが、今お話にあった訓練センターですとか技術のところこういうプラント会社と一緒に特許を進めていって、自分たちが少しその利益を得るというわけじゃないんですが、逆に言いなりにならないような、一緒に共同研究をしていくようなシステムも検討していただければいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

2点目は、カーボンオフの件に関してですけども、やはり人間が生きてく以上廃棄物が出るわけでございまして、23区では清掃一組がそれを取り扱っているわけですから、一組からもっと都民に対して発言を前向きにさせていただきたい。私たち各区もゼロカーボンシティの宣言や表明をしているわけですから、一組の中で勉強会をして、報告だけ受けているんじゃないくて、「ごみれば」でも何でもいいんですが、何らかの形でしっかりと表明をして、表明までいき

ませんがやっていると、こういう形で取り組んでますということの見せ方が大事かと思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。先ほど、榎本議員からもお話ありました、事務分野の経費の分担金の話です。今日も報告がありましたけども、ごみがコロナで減ったわけです。長期計画はいろいろと考えているということですが、ごみが減って、入ってくるごみが減りましたから、この議案書の中にありますとおり、分担金のこの制度の分担金額の決め方、それも多分見直していかなきゃいけないはずですよ。これを見直していかないとごみが減ればお金が減ってくっていくということになって、今年度、令和4年度の金額に関しては、これ、ごみ量は令和2年度のものですから、まだコロナが始まってすぐの段階だったらいいいんですが、来年度はこの減った、少なくともごみを10%減らそうと思うと普段は減らないのに、このコロナ禍では一気に減ってしまった、簡単に減ってしまった。この金額の中で今度令和5年度は分担金を決めていかなければいけない。ところが分担金は増やしていかなきゃいけないってことであれば、この考え方も変えていかなきゃいけないはずですよ。これについて今どういう検討を考えておられるか教えていただければと思います。

以上です。

○森田昌志企画室長 一組としての発信というお話でございました。今年度、区長会の調査研究機構におけるゼロカーボンシティの検討の取り組みに、オブザーバーとして一組、参加をさせていただいております。今後もこういう機会を利用しながら、発信をしていこうと考えております。また、先ほどお話をさせていただきましたが、まだまだ未成熟な分野でございます。まだ発信という形にはまだ難しいのですが、形になりましたら発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○杉原幸次施設課長 特許の共同所得等についてのご質問を頂きました。2点話をさせていただきます。杉並清掃工場でビッグデータを活用しました自動制御の共同、プラントメーカーと共同に研究をしまして、今稼働しているところでございます。これはプラントメーカーと共同に一組もやっているんですけども、特許を取るというところまではまだいっていない状況です。こういった例が今後も出てくるのかなというふうには、想像はしております。

プラントメーカーとの共同ではないんですけども、昨年度にかけて2件、清掃工場で特許を所得しました。この特許につきましては広く公表されますので、他の自治体への導入等があった場合には、一組のほうに特許の手数料が入ってくるということに、使用料が入って来るという形になるというふうに考えています。こういった特許についても、一組のほうで今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○初瀬 司財政課長 私からは、持込ごみ量が減って、２３区の分担金の案分の方法等を見直していく必要があるのではないかという質問に関してお答えいたします。確かに御指摘のとおり、持込ごみ量が減ったことで、２３区の間での分担金の案分方法が、区収集ごみの多いところに非常に偏っているという状況がございます。しかしながら、この方法につきましては、一組というよりは２３区で御検討していただく内容でございますので、清掃一組といたしましては、こういう理由でこのような案分に今特殊な状況になっているという情報提供をしているところでございます。引き続きシミュレーションなどを一組から出しまして、２３区で御検討いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○水島道徳委員長 よろしいですか。他にはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○水島道徳委員長 他に質疑・意見がないようですので、質疑・意見は終わります。

これより採決に入ります。採決は挙手により行います。

初めに、議案第２号、令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算について、原案どおりの可決をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

全員賛成であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第３号、令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

全員賛成であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本特別委員会は全議員で構成しておりますので、本会議における委員長からの報告は省略いたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か御発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○水島道徳委員長 特に御発言がないようですので、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉

会（午後３時４０分）

記録署名 予算特別委員長

(水島道德)

令和4年
東京二十三区清掃一部事務組合議会
予算特別委員会記録

令和4年3月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印 刷 物 登 録
令和3年度 第136号

この冊子は再生紙を使用しています。